

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年3月11日
厚生労働省
医政局総務課

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案について、令和8年1月26日（月）から同年2月24日（火）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	○ 一般社団法人を形式上の開設者としながら、背後で営利法人が実質的に関与していると疑われる事例が現場で複数確認されている。利害関係の透明化と実地確認の端緒を確保する観点から、医療法人と同様に、一般社団法人に対しても「関係事業者との取引状況報告書」の提出を必須化されたい。 ○ 営利法人が先に開設計画を立案し、後から医師を形式的に管理者へ充てるなど、いわゆる「雇われ管理者」とみられる運営形態が散見される。こうした事例を抑止す	○ 法制上、政令では法律上作成義務が課されている書類の範囲で届出を求めることが可能であるため、医療法施行令上は、一般社団法人法で作成義務が課されている書類のうち、医療法人にも提出を求めている書類を、届出させることとしております。 ○ また、このため、現在の都道府県等における一般社団法人の非営利性の確認に係る対応等を踏まえつつ、上記で義務付ける届出書類やその他の書類（医

	るため、利益帰属の整理や必要書類の範囲等について、自治体が統一的に適用できる国としての明確なルール及び Q&A を早期に提示されたい。 ○ 一般社団法人の非営利性確認は、法人会計や統治に関する専門的知見を要し、開設許可・衛生基準審査を担う保健所の負担が大きい。医療法人担当部署など、既に非営利法人の監督ノウハウを有する都道府県本庁に事務を集約し、保健所は本来業務に専念できる体制への見直しを求める。	療法の報告徴収規定に基づき提出を求めることも考えられる）などを用いて都道府県等が確認すべきポイントや、立入検査を行う際の留意点等を整理し、追って都道府県等に対して示すこととしております。
--	---	--

※上記のほか、1 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。